

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（六件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…七
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…八
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…九
- 森林法第八十九条の揭示（五件）……………（産業労働局農林水産部森林課）…一〇
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…二
- 屋外広告物講習会の開催……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…二

告示

●東京都告示第八百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年五月十七日

- 一 施行者の名称 練馬区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 練馬区 東京都都市計画公園事業第三・三・百一十一号大泉学園町北公園
- 三 事業施行期間 平成二十九年五月十七日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 練馬区大泉学園町九丁目地内

使用の部分
なし

東京都告示第八百八十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

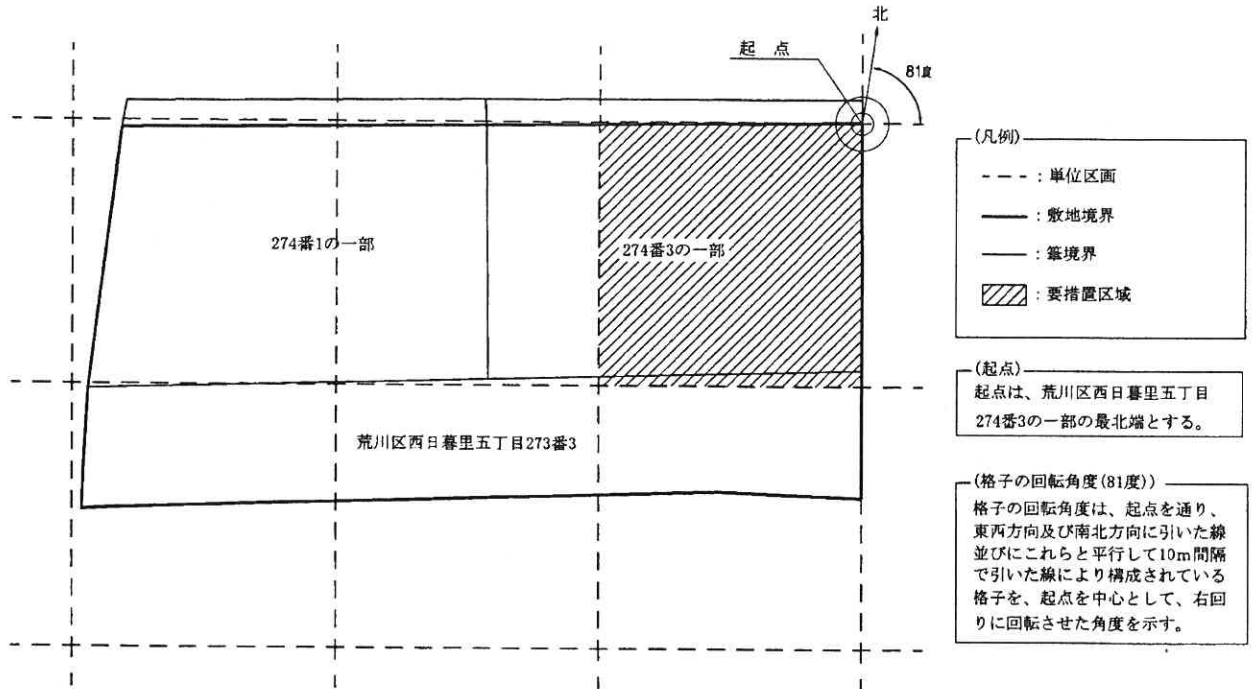
平成二十九年五月十七日

- 一 要措置区域 東京都知事 小 池 百合子
別図のとおり（荒川区西日暮里五丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シスー・ニージクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別 図



●東京都告示第八百八十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区西日暮里五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物